

第 1 号議案

監事の兼職について

(案)

監事の兼職について、役員及び職員の兼職に関する規程に基づき、別紙 1 のとおり、申請があったので、承認し、電気事業法第 28 条の 24 の規定に基づき、別紙 2 により、経済産業大臣に承認申請を行う。

以上

【添付資料】

別紙 1：兼職承認申請書

別紙 2：経済産業大臣宛承認申請書